

**鹿児島県 道路附属物等  
長寿命化修繕計画**

**令和2年3月策定  
(令和4年3月一部改訂)  
(令和6年4月一部改訂)**

**鹿児島県 土木部 道路維持課**

## 【目 次】

1	背景及び対象施設の現状 .....	1
1-1	背景と目的 .....	1
1-2	対象施設 .....	1
1-3	対象施設の現状 .....	2
1-4	対象施設の損傷状態 .....	3
2	施設の管理方法 .....	4
2-1	維持管理体系 .....	4
2-2	点検の方法 .....	5
3	補修の優先度の考え方 .....	6
4	実施計画の策定 .....	7
5	新技術等の活用方針 .....	7
6	費用の縮減に関する具体的な方針 .....	7
7	計画の運用 .....	7

# 1 背景及び対象施設の現状

## 1-1 背景と目的

鹿児島県が管理する道路附属物等の中には、シェッド、大型カルバート、横断歩道橋、門型標識等など、比較的大型の構造物があります。高度経済成長期以降に建設された多くの施設が、今後、急速に高齢化し、更新や修繕に要する費用が急増することが予想されます。

このため、道路附属物等長寿命化修繕計画を策定し、予防的な修繕による対象施設の長寿命化や計画的な更新に取り組むことにより、効率的な維持管理を推進することとしました。

## 1-2 対象施設

計画の対象とする施設は、下記の施設とします。(2024年3月31日時点)。

・シェッド	【 15 施設】
・大型カルバート	【 5 施設】
・横断歩道橋	【 26 施設】
・門型標識等	【 48 施設】
合 計	【 94 施設】

### ◆シェッド



※ロックシェッド

### ◆大型カルバート



※内空に2車線以上の道路を有する  
程度の規模のもの

### ◆横断歩道橋



### ◆門型標識等



※門型支柱を有する大型の道路標識  
及び道路情報提供装置

### 1-3 対象施設の現状

対象施設(建設年が不明なものを除く)のうち、建設後 50 年を経過している施設は、全体の約 20%の 15 施設です。10 年後には約 34% (25 施設)、20 年後には約 75% (55 施設) となり、今後急速に高齢化を迎えます。

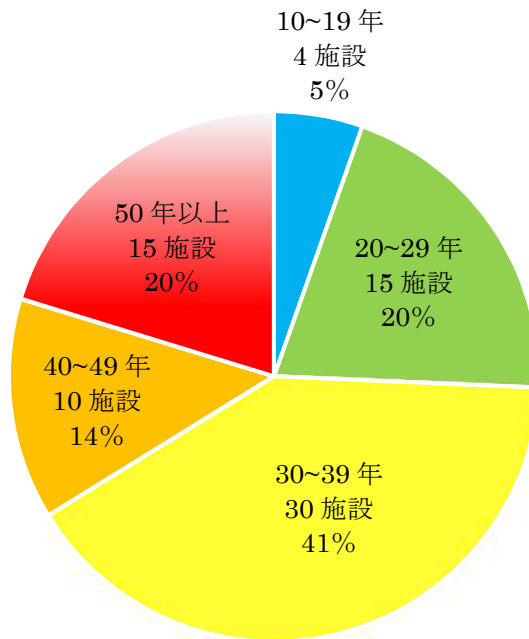


図 一 【対象施設の経過年数別割合】

建設後 50 年以上となる橋梁の割合を以下に示します。

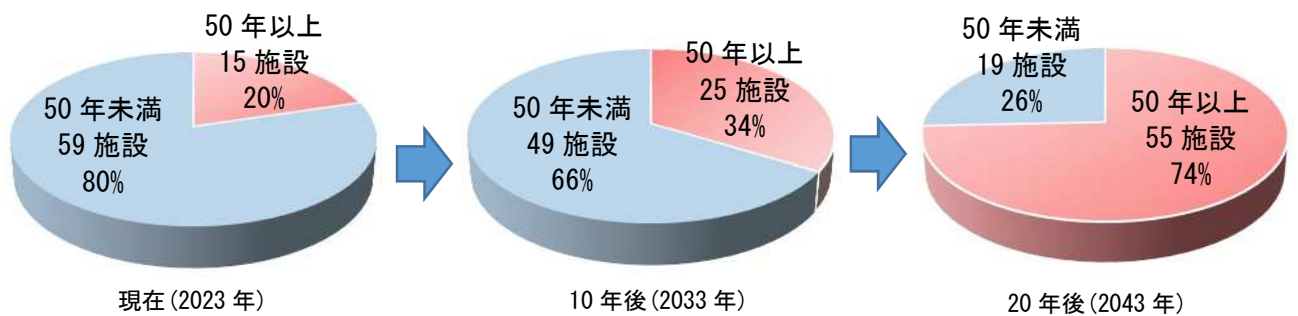
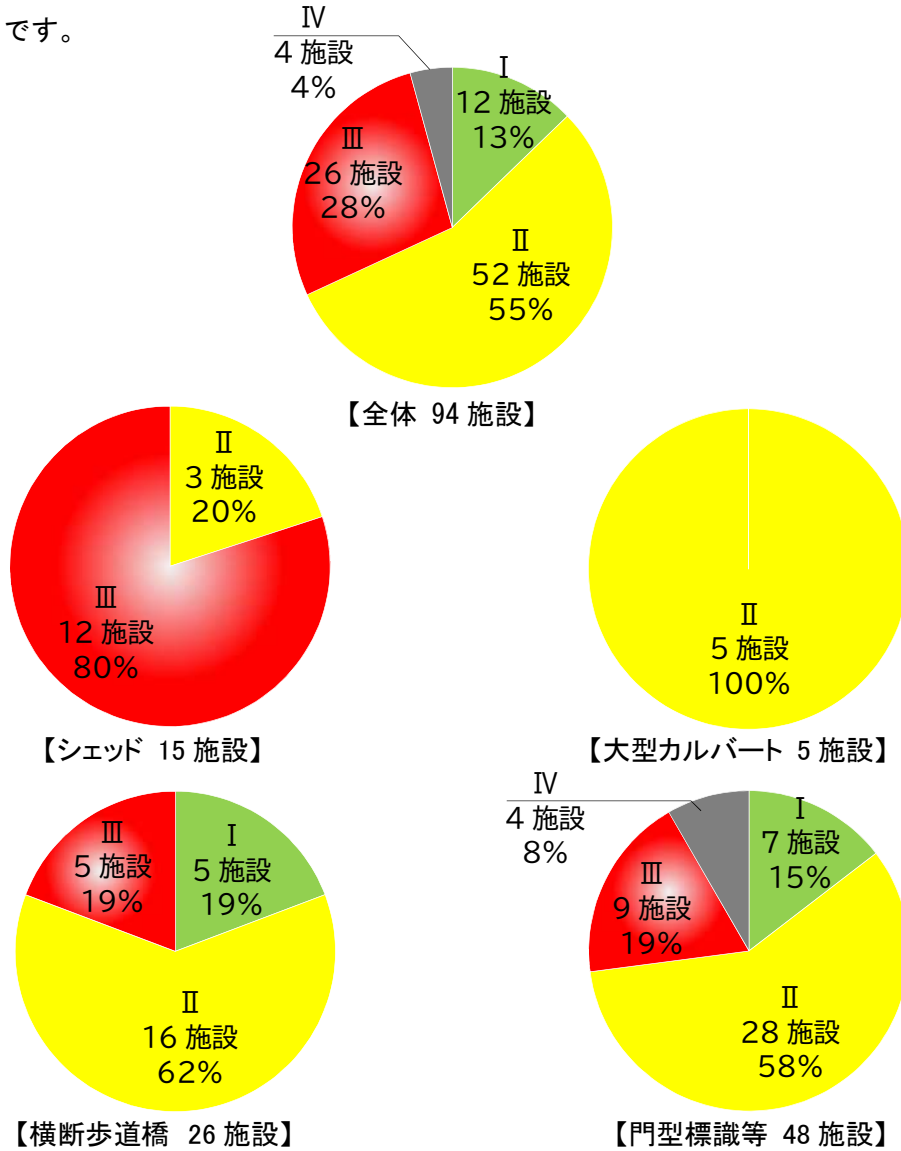


図 一 【建設後 50 年以上となる施設の割合】  
※建設年が不明なものを除く 74 施設で集計

1-4 対象施設の損傷状態

令和元年度～令和5年度に実施した対象施設（94 施設）の定期点検結果は以下のとおりです。



図一 判定区別の道路附属物等の施設割合

表一 判定区分

(トンネル等の健全性の診断結果の分類に関する告示 平成 26 年 7 月)

区分	状態
I 健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
II 予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III 早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV 緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

## 2 施設の管理方法

### 2-1 維持管理体系

施設を適切に維持管理するために日常管理、計画的管理、異常時管理の3つに分けて管理します。

#### ○日常管理

安全で円滑な交通の確保を図るとともに劣化・損傷要因の早期除去を目的とします。日常点検は、清掃、維持作業等をこまめに行い、軽微な損傷に対しては必要に応じて応急的な対策工事を実施します。

#### ○計画的管理

施設の状態を把握するために5年サイクルで定期点検を実施します。

点検中は、状況に応じて清掃も行います。また、点検結果に基づき、必要に応じた計画的な対策工事を実施します。

#### ○異常時管理

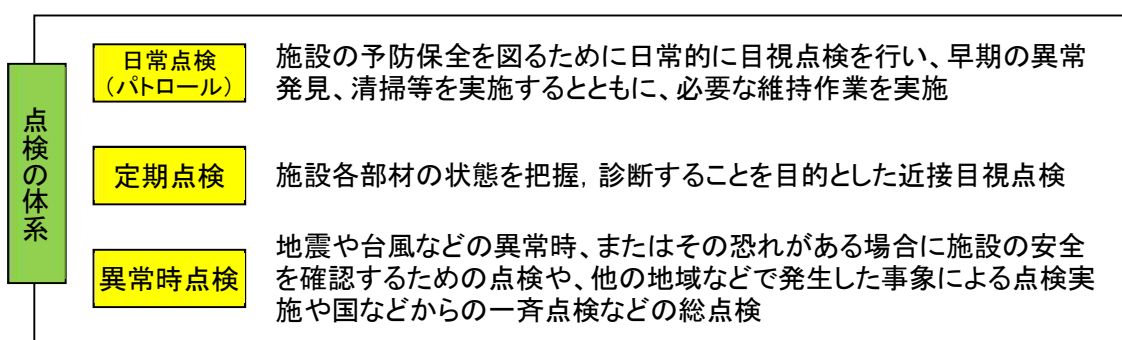
地震(震度4以上)等の異常時における点検や、必要に応じて全国的に実施される構造物の特定の部位に着目した点検・調査を行います。

また、損傷等の程度に応じて緊急処置(通行規制等)や対策工事を実施します。

## 2-2 点検の方法

施設の点検は、日常点検、定期点検の2つに分けて点検します。道路維持管理の一環として現状を把握し、安全性や耐久性に影響すると考えられる損傷を早期に発見し対策を行うことにより、常に施設が良好な状態であることを目指します。

- ・ 日常点検は橋梁の保全を図るために日常的に実施します。
- ・ 定期点検は5年サイクルで近接目視点検を実施します。
- ・ 異常時点検は地震等が発生した場合に施設の安全性を確認するために実施します。



定期点検手法は、下記要領に基づいて行います。

表一点検要領一覧

施設名	点検要領名	発行年月	発行元
シェッド 大型カルバート	シェッド、大型カルバート等 定期点検要領	令和6年3月	国土交通省道路局
横断歩道橋	横断歩道橋定期点検要領	令和6年3月	国土交通省道路局
門型標識等	門型標識等定期点検要領	令和6年3月	国土交通省道路局

### 3 補修の優先度の考え方

- (1) 施設の定期点検（令和元年度～令和5年度）の結果に基づき、計画的に補修を実施します。
- (2) 同一判定区分の中でも、塩害地域は優先して補修対策を実施します。  
※塩害地域：本土は海岸線から200m以内、離島・奄美は全域

表－対策優先度表

項目		判定区分				合計
		I	II	III	IV	
塩害地域	優先順位	-	⑤	③	①	16施設
	橋数	1施設	5施設	10施設	0施設	
一般地域	優先順位	-	⑥	④	②	78施設
	橋数	11施設	47施設	16施設	4施設	
合計		12施設 (11施設)	52施設 (70施設)	26施設 (26施設)	4施設 (0施設)	94施設 (107施設)

- ・ ①→②→③→④→⑤→⑥の順で対策を行う
- ・ 括弧書き内の数字は平成26年度～平成30年度の定期点検結果
- ・ 上表を基本にして対策を進めるが、3巡目定期点検の結果や、第三者への影響、劣化の進行状況、緊急性を考慮し柔軟に対策を行う

- (3) 同一判定区分内の優先順位は、路線の重要性などの優先度指数を考慮します。

$$\text{優先度指数} = X1 + X2$$

項目毎の点数			
	緊急輸送道路に指定		緊急輸送道路以外
路線重要度(X1)	10点		0点
	交通量(多い・中程度・少ない)		
	多い (6,000台/日以上)	中程度 (2,000台/日以上 6,000台/日未満)	少ない (2,000台/日未満)
交通量重要度(X2)	30点	10点	0点



#### 4 実施計画の策定

道路附属物等（大型の構造物）長寿命化修繕計画に基づいた実施計画を策定し、計画的な補修を実施します。

計画期間は、2028（令和10）年度までとします。

#### 5 新技術等の活用方針

道路附属物等（大型の構造物）の定期点検や修繕等の実施に当たっては、費用の縮減や事業の効率化などを図るための比較検討において必ず、新技術情報提供システム（NETIS）や点検支援技術性能カタログに登録された有用な新技術等の活用の検討を行います。また、令和10年度までに、1施設の修繕において新技術等の活用を決定しており、今後も更なる活用を目指します。

#### 6 費用の縮減に関する具体的な方針

道路附属物等（大型の構造物）については、本計画に基づいて、劣化が顕著に表れる前に修繕を実施し、ライフサイクルコストの縮減に取り組むとともに、新技術等を活用することで、修繕等に要する費用の縮減に取り組みます。なお、「5. 新技術等の活用方針」に記載している新技術等の活用により、現時点において、令和10年度までに約435万円の費用の縮減を目指します。

また横断歩道橋については、社会経済情勢や施設の利用状況等の変化等に応じた、施設の集約化・撤去についても、地元の意見等を踏まえながら検討を行い、費用の縮減を目指します。

#### 7 計画の運用

引き続き計画を推進しながら、点検結果や対策の実施状況を踏まえた上で、定期的に計画を見直します。

